

第5章 計画の実現にむけて

5-1 東大阪らしさをはぐくむために

この計画の実現にむけ景観づくりを進めてゆくのは、ほかならぬ東大阪で住み・働き・学んでいるわたしたち自身です。わたしたちが、東大阪の景観を見つめ、よりよい姿を思い描き、東大阪らしさをつくりはぐくむために取組んでゆかなければ、この計画が実現することはありません。

わたしたちがめざす景観づくりは、みんなが愛着と誇りをもち活気あふれる環境を実感できる、そんな「東大阪のまち」をみんなで作ってゆくことです。愛着と誇りがもてる「まち」では、いきいきと活気のある生活がうまれます。すると、わたしたちの関心は大きく外に向かって広がり、「まち」からやってくるさまざまな感覚が、好ましい感情とともに実感できるようになります。さらに、人びとの愛着や誇りが細やかな配慮や気配りに感じられる「まち」は、訪れた人にとっても印象深く、また訪れてみたいと思えるにちがいありません。

ですからまず、わたしたちが、「東大阪のまち」に愛着や誇りをもち、「東大阪らしさ」をはぐくんでゆくことが大切です。東大阪らしさをはぐくむ「ひと」になる——それは、「東大阪のまち」を大切に思うココロを育て、それをカタチにしてゆくことです。そうして、カタチにあらわされたココロを眺め感ずること、で、「東大阪のまち」を大切に思うココロはさらに大きく育ててゆくでしょう。



(1) 東大阪のまちを大切に思うココロを育てる ～感情豊かに東大阪のまちを眺め感じてみよう～

ステップ1 まちを感じ、まちを知ろう

景観は感覚をさまざまにつかって「まち」を眺め感じるところからはじまります。そこでまず、「まち」を自分の目で眺め肌に感じてみましょう。感覚をしっかりと働かせると、当たり前だった風景がちがって見え、その表情まで感じとれるようになります。さらに、「まち」にはたくさんの人の思いが結びついていて、そうした思いを重ねて見ると、いっそう感慨深く眺めることができます。

また、「まち」の成立ちや文化を学び、もっと深く知ることも大切です。何気なく眺めている「まち」にも歴史や文化が息づいていることがわかり、背景が広がり奥行が生まれます。



長瀬墓地は、奈良時代の高僧・行基がつくった河内七墓のひとつで、墓地の入口には立派な六地藏が並んでいます。

まちの成立ちや歴史を学ぶと、ふだん街かどで見かける何気ない風景にも歴史があり、たくさんの人の思いが結びついていることがわかります。

ステップ2 体験や知識をみんなで共有しよう

次は、友だちや仲間といっしょに「まち」を歩いてみましょう。みんなが同じ体験をもつと共感しあえる場面もふえます。他の人はまた違った感じかたをしているかもしれません。そんなことを語りあうと、まちのいろいろな顔が見え、新しい発見ができます。

また「まち」の成立ちや文化を学ぶのも、みんなで分担して協力しあうと簡単です。たがいに発表したり話しあったりすると興味が広がって、もっと「まち」を知りたくなります。こうした共通の体験や知識が、「まち」をみんなでまもり育ててゆくための大切な基盤となるのです。

ステップ3 共感の輪を広げ、仲間をふやそう

今度は、そうした集まりをイベントとして企画し参加する人を広く募りましょう。年齢や性別・職業のちがう人といっしょに、「まち」を探検し地域の資源を地図にしてみたり、「まち」の歴史や文化を調べ発表したり、専門家を呼んで学習会を開いたりすると、さまざまな人が「まち」をどう感じ、どうしたいと考えているのかわかります。

また、そうした活動を継続的におこない、その成果を、情報誌やインターネットなどで広く知らせると新しい仲間ができ、おなじような活動をしている人たちと今度は合同でやろうというように活動の輪が広がります。また、そうした経験を重ねるなかから、まちづくりや景観づくりを担うリーダーも育ってきます。

(2) 東大阪のまちを大切に思うココロをカタチにする ～共感しあえる東大阪のまちをみんなの手でつくろう～

ステップ1 身近なところからはじめよう

ココロは目に見えません。ですから、それを目に見えるカタチに表現して他の人たちの感覚に訴えてゆくことが必要です。そこでまず、身近なところ、できることからはじめてみましょう。

自宅や店舗・事業所の周りを清掃するとすがすがしい気分になり、花や緑で飾ると優しい気持ちになります。ほんの少し手を加えるだけで建物が見違えるようになるかもしれません。そうしたささやかな心配りは、「まち」を大切に思うココロのあらわれで、そこを通る人たちのココロにもしっかりと伝わります。

また、「まち」の文化は、わたしたちが伝えてゆかなければ失われるばかりです。地域ぐるみの活動や祭り・地藏盆などの行事に参加してみましょう。自分が地域の文化を担い次代へ伝えてゆくのだ、という自覚が芽生えてきます。



枚岡神社の秋祭りは、大小約20台の布団太鼓が宮入する華やかで勇壮なお祭りです。

2005年からは、こどもの日に地域の小太鼓がでる小太鼓祭りが開催されています。

ステップ2 活動の輪を広げ、みんなの活動にしよう

次は、そうした趣旨に共感した人どうしが協力しあって、通りを花や緑で飾ったり、商店街をみんなで清掃したり、また市民ボランティアとして道路や河川の清掃や美化をしたり違反広告物の撤去をしたり、こうした取組みの輪を少しずつ広げてゆくことが大切です。

一人より二人、二人より三人と集まれば大きな力になります。ひとりでは思いつかないアイデアがでてきます。ひとりではできないとあきらめていたこともできるかもしれません。みんなの力がひとつになることで、「まち」がよくなってゆくのを実感できます。



辻子谷ではかつて水車を利用した地場産業が盛んでした。市民団体の活動によって、そうした水車が復元されています。

このほかにも、「ほたるの里づくり」や「稲田桃の再生」など地域まちづくり活動が、市民団体や自治会、リージョンセンター企画運営委員会などが主体となっておこなわれています。

ステップ3 まちの未来を話しあい、ルールにしよう

今度は、まちの未来の姿をみんなで話しあい、それを地区計画に定めたり、景観協定や建築協定など協定を結んだり、まちのルールにしてみましょう。ルールにすることで、みんなのココロがひとつにまとまります。ルールを守ることで、みんなのココロにカタチを与えることができます。

地域の合意でルールを決めて、みんなで自主的にまもってゆくと、みんなのまちへの思いがいっそう深まり、地域の絆^{きずな}がさらに強まります。みんなで作った「まち」は、「まち」を大切に思うみんなのココロがカタチとなって表現された芸術作品です。それは次の世代に伝えてゆくべき新しいまちの文化遺産にほかなりません。そして、それを眺め感じることをとおして、「まち」を大切に思うココロがさらに大きく育ってゆきます。

5-2 景観づくりをみんなで進めるために

わたしたち一人ひとりが地域の景観にたいする意識を高め、自宅や事業所・店舗周辺の清掃・美化など身近なところから活動をはじめ、その活動が地域の景観づくりへと広がり、やがて東大阪全体の景観づくりへとつながってゆくこと、それが景観づくりの理想的なありかたです。それは、「東大阪のまち」で住み・働き・学んでいるわたしたちが、みんなで力をあわせて、「東大阪のまち」を大切に思うココロを育て、それをカタチにしてゆくことです。

そのためには、(1)わたしたちみんなが連携して景観づくりをおこなうことを基本として、(2)「東大阪のまち」を大切に思うココロを育てる取組みと(3)「東大阪のまち」を大切に思うココロをみんなでカタチにする取組みを推進してゆくことが必要です。また、(4)みんなが連携し総合的に調整しながら進めてゆける仕組みを整え、(5)できることから着実に進めてゆくことが大切です。



(1) 連携による景観づくり

景観づくりには、市民・事業者・大学・行政といったさまざまな立場の人が関わっています。これらの人たちがそれぞれの立場でできることを積極的におこなって、互いに補いあいながら、立場を超えて連携してゆくことが大切です。



①市民・事業者の行動指針

景観づくりを進めるにあたって、市民や事業者の果たす役割がとても大きいことは、都市空間のうち民有空間が占める割合がどれほどかを考えてみるとわかります。市民の生活や企業の事業活動が「まちのイメージ」に大きく影響するとともに、「まちのイメージ」がそこで暮らす市民や事業をおこなっている企業のイメージに影響を与えることを、あらためて考える必要があります。

市民や事業者は日常の生活やふだんの事業活動を見直し、自宅や店舗・事業所周辺の景観に配慮するといった身近なところから景観づくりをはじめることが大切です。

また「まちのイメージ」を向上させることは、その「まち」に住みたい・働きたい・学びたいという人を増やし、「まち」を活性化させることにもつながります。市民と事業者が協力しあい、地域ぐるみで景観づくりに積極的に参加し取組んでゆくことが求められます。



自宅の玄関先を鉢植の花で飾ると、通りが明るくうおいが感じられるようになります。このように身近なところ、できることから少しずつでも、はじめてみる大切です。

- ▼ 敷地周辺の道路や溝などの清掃・美化につとめる
- ▼ 建物・庭などの維持管理や緑化につとめる
- ▼ 新築・建替などに際し、建物の外観が周辺景観と調和するよう、デザイン・色彩などに配慮する
- ▼ 屋外広告物などは周辺の景観に配慮し、店の顔・企業の顔としてふさわしいデザインにする
- ▼ 周辺景観に配慮した魅力ある施設づくりなど、「モノづくりのまち」のイメージ向上につとめる
- ▼ 地域合意のルールにより街並みを整えるなど、地域のまちづくり活動に積極的に参加する

②大学の行動指針

東大阪には大学が多いのも特徴のひとつです。少子化が進むなかで学生を確保するためには、「学生のまち」のイメージを向上させ、学生生活を送るのに魅力的なまちをつくっていくことも大切です。それには、学生たちの若い力と自由な発想を、地域の魅力づくりに活かしてゆくことも必要です。

また、地域経済の活性化やまちづくり・景観づくりなどの研究をしている大学もあり、そういった専門的な知識を活かして地域の景観づくりやまちづくりへ積極的に参加していくことが求められます。



大阪商業大学・谷岡記念館(登録文化財)は、昭和初期の旧本館を移転・復元したもので、大学キャンパスのシンボルになっており、地域に開かれた施設としても活用されています。

- ▼大学やその周辺の魅力づくりなどにより「学生のまち」のイメージの向上につとめる
- ▼学生たちの若い力と自由な発想を地域の魅力づくりに活かす
- ▼景観づくりに関する研究をおこない、専門的な知識の蓄積につとめる
- ▼景観づくりに関する情報を発信する
- ▼専門的知識を活かして、地域のまちづくりへ参加する

③行政の行動指針

行政は、公共事業において景観づくりを推進する先導的な役割を担っています。公共事業の実施にあたっては、周辺の景観に配慮した優れた施設をつくってゆくことが重要です。また、それとともに施設の維持管理を徹底することが景観を悪化させないうえでとても大切です。

そのほか民間の建設や開発について、周辺の景観に配慮するよう誘導してゆくことはもちろん、市民・事業者が地域の景観を感じとれる機会や、市民・事業者・大学が景観づくりに参加できる場をつくり、互いに協働してゆくための仕組みを整え、また、それぞれの主体による活動を支援してゆくことが求められます。

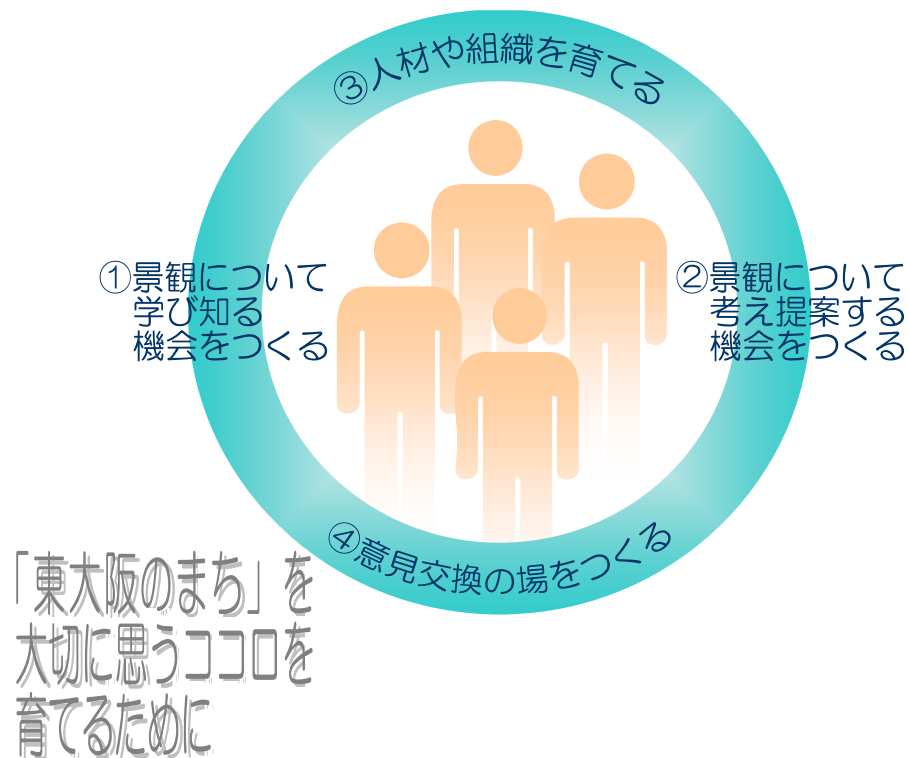


旭町庁舎は、ル・コルビュジェの影響を色濃く受けた建物で、反り返った庇がとても印象的です。このような価値ある建物を保存し、地域の拠点などとして上手に使ってゆくことが大切です。

- ▼公共空間や公共建築物などの整備にあたって、周辺の景観との調和に配慮する
- ▼公共施設の維持管理を徹底する
- ▼民間事業の景観形成の誘導をおこなう
- ▼景観づくりを推進するための制度や組織を整備する
- ▼景観づくりにたいする意識や関心を高めるため、情報の提供をおこなう
- ▼景観づくりに向けた活動への支援をおこなう

(2)「東大阪のまち」を大切に思うココロを育てるために(推進方策1)

市民・事業者一人ひとりが主体的に景観づくりに取組んでゆけるよう、東大阪の景観について意識を高め、みんなが共感をもって感情豊かに「東大阪のまち」を感じとれる機会や場をつくり、「東大阪のまち」を大切に思うココロをみんなで育てるための取組みを推進してゆきます。



①地域の景観を学び知る機会をつくる

情報の提供

景観や景観づくりをもっと生活に身近なものとして感じてもらえるよう、パンフレットの制作やホームページの開設、またリージョンセンターなど公共施設の一角に情報コーナーを設けるなど、地域の景観や景観づくりに関する情報の提供につとめます。

イベント等の開催

地域に親しまれている資源にふれ東大阪らしさを再発見するには、タウンウォッチングや地域資源マップづくりなどが役立ちます。また、シンポジウムや市民講座を開催して景観づくりへの理解や関心を高め、学校教育や生涯学習を通じて東大阪の自然やまちの成立などを学び地域を知るといった機会を増やすことも大切です。このため、市民が気軽に参加できるイベント等を企画・開催するなど地域の景観を学び知る機会づくりを進めます。

②地域の景観を考え提案する機会をつくる

絵画・写真
コンクール等

地域の風景を描いた絵画や街並みを撮影した写真などをみると、地域の人たちが「まち」のどこに関心を向けているのかを知ることができ、あらためて自分の地域を見直すきっかけになります。風景や街並みを題材にした絵画・写真の展覧会やコンクールを実施するなど、景観について市民の関心を高め、地域の景観をあらためて見直す機会づくりを進めます。

ワークショップ・
コンペの開催

公共施設は地域の景観の重要な要素となり、住民参加によってつくられた施設は地域に長く愛され大切にされます。このため、公園や道路などの施設の計画・整備にあたってワークショップや公開設計コンペを開催するなど、市民・事業者さらに学生らが地域の景観について積極的に考え提案できる機会づくりを進めます。

③景観づくりを担う人材や組織を育てる

建築物や活動
などの表彰

景観上すぐれた建築物や街並み、また景観づくりに関し積極的な活動をしている団体や個人、さらには見過ごされがちな市民・事業者の身近でさりげない景観づくりへの取組みなどについて、表彰をおこない広く紹介してゆくなど、景観づくりにたいする意欲をたかめ、市民や事業者の創意工夫をうながし、自主的な取組みへの気運を醸成してゆきます。

景観サポーター

また現在まちづくり活動を積極的におこなっているボランティアや景観づくりに積極的に参加したいという人を対象に、景観づくりにむけた講習などをおこなって景観サポーターとして登録し、市民の視点から提言や普及活動、また地域での景観づくりに参加してもらうなど、市民が景観づくりに参加し情報交換や交流を進める機会や場をつくるとともに、景観づくりのリーダーの育成につとめます。

専門家等の派遣

さらに、市民・事業者が主体的に景観づくりについて協議し活動を進めるため、自治会をはじめとする地域のコミュニティ組織の活性化やその運営、また人材の育成などについて、専門家やコンサルタントを派遣するなどの支援を進めてゆきます。



大阪府では、個性と風格のある美しい都市景観づくりを進めていくため、「大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)」が設けられ毎年実施されています。

東大阪市内では、司馬遼太郎記念館とノムラドーム 21 が知事賞を、また府立中央図書館が奨励賞を受賞しています。

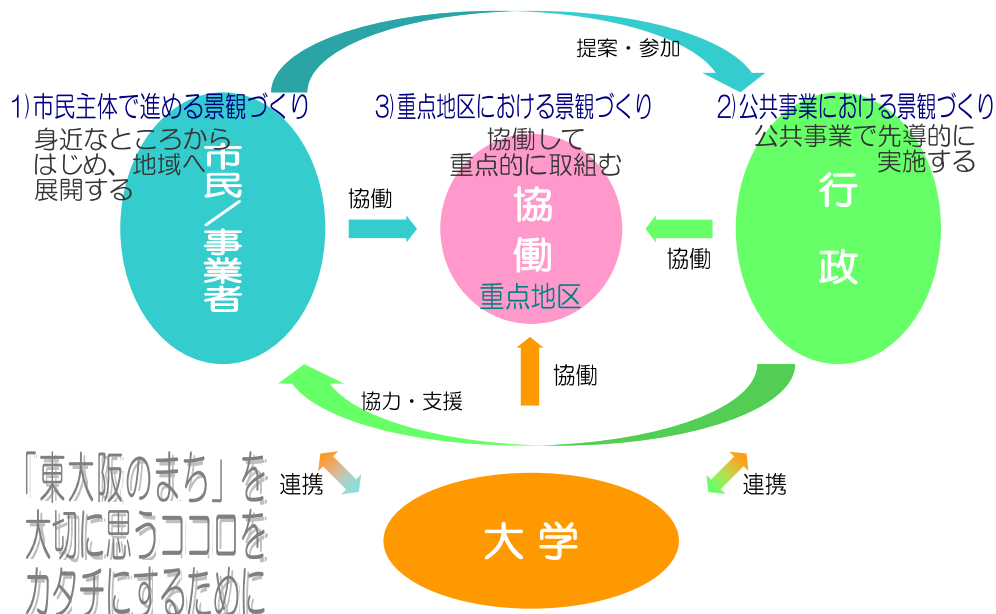
④意見交換の場をつくる

意見交換
の場づくり

景観づくりにはさまざまな主体がかかわることから、インターネットなどを利用して活動や団体を紹介し意見交換ができるなど、景観づくりに関する活動団体や市民をつなぎ情報を共有できるネットワークづくりや情報交換の場の確保につとめます。

(3)「東大阪のまち」を大切に思うココロをカタチにするために(推進方策2)

①市民が主体となって進める景観づくり、②行政が先導的に実施する公共事業における景観づくり、また、③重点地区での協働による景観づくり、をあわせて進め、「東大阪のまち」を大切に思うみんなのココロをカタチにしてゆくための取組みを支援し、市民・事業者・大学・行政が連携して景観づくりを推進します。



1) 市民主体で進める景観づくり

景観づくりは、まちの主役である市民・事業者が、周辺の景観へのちょっとした配慮をおこなうなど、できることを身近なところからはじめ、地域へ、そして東大阪全体へと、その活動の輪を広げてゆくことが大切です。行政は、こうした市民・事業者の主体的な活動を技術面・費用面で支援してゆくことが求められます。

①身近なところからはじめる景観づくり

情報の
提供・発信

自宅や店舗・事業所周りの維持管理、周辺の美化・清掃など、ふだんの生活や事業活動のなかで、周辺の景観にたいする配慮を積みかさねてゆくことが、景観づくりでは大切です。

また、これまで、市民・事業者の自主的なまちづくり活動がいろいろとおこなわれていますが、そうした活動をあらためて景観づくりという観点で見直すことも大切です。

このため、日常生活行動や事業活動を景観づくりに結びつけ、みんなのちょっとした配慮による景観づくりの輪を広げてゆけるよう、景観づくりの意識を高め活動を育てるための情報の提供・発信につとめます。

デザインマニ
アルの作成

また自宅や事業所・店舗のデザインの工夫や緑化などが周辺の景観に大きな影響を与えるため、民間の建築活動を対象にデザインや色彩・緑化などの考え方を解説したデザインマニュアルなどを作成しその普及を図ります。

②市民の自主的な景観づくりの支援

景観アドバイザー 等の派遣

景観づくりに関する市民や事業者の相談に応じ、建築や色彩・緑化などの専門家を派遣する景観アドバイザー制度を検討するなど、市民・事業者が自主的に進める景観づくりの技術面での支援を進めてゆきます。

景観整備機構 の活用

また景観法を活用し、NPO法人や公益法人を「景観整備機構」として指定して、専門家の派遣や情報提供・相談、住民合意に向けたコーディネートなど住民の取組み支援や、景観上重要な建物等の管理など、景観づくりに関する支援について活用をはかります。

市民団体・活動 への助成

現在、民有地緑化助成や保存樹・保存樹林の保存に関する助成、地域まちづくり活動助成など、市民の活動費用を助成する市独自の制度が設けられていますが、さらに市民・事業者をうながして自主的な景観づくりを活発化するため、団体や活動を認定し助成をおこなうなど、景観づくりに関して費用面での支援の検討を進めます。

③地域住民の主体的な景観づくり

景観計画 の提案

地域住民の景観づくりにむけた自主的な活動が熟したものについては、より効果的な景観づくりをおこなうために、土地所有者らの3分の2以上の同意を得て、住民やNPOなどが「景観計画」を提案することができます。このため景観法の活用について情報の提供や支援をおこなってゆきます。

地区計画 または協定

そのほか、地区計画制度の活用などによる快適で調和のとれた街並みの形成や、建築協定・緑地協定など協定の締結による地域住民の自主的なまちづくりを推進してゆきます。

活動団体名	活動概要	活動団体名	活動概要
東大阪はたの川づくりの会	日下川とその支流を清掃し、ホテルが住める環境を作ります。また、小学生を対象にホテルの生態観測を行うなど、環境保護の啓発活動を行います。	鴻池駅前地区環境整備並びに緑化活動推進協議会	鴻池駅前周辺は、マンションや住宅が急増したこともあり、放置自転車があふれています。そこで駅周辺に花壇を作るなど緑化を図り、環境美化を推進します。
昭橋会	かつて全国で有数の水車郷といわれた辻子谷周辺の水車を復元します。また、ホテルの養殖に取組み、ホテルと水車がとけ合う里山の復活をめざします。	勇勢師子王太鼓	自分たちで製作した日本の伝統文化である和太鼓を市内の小・中学校に寄贈し、和太鼓の技術指導を通してひとつのことを達成する喜びと感動を伝えます。
悠ゆうクラブ	小学校からの依頼で始まった世代間交流の輪を広げるため、昔あそびや昔のくらし体験などを通して、子どもとお年寄りが交流できる場を広げていきます。	成和地区地域町づくり運営委員会	これまで行ってきた道路清掃や看板・放置バイクの撤去などの活動を強化し、迷惑駐輪や迷惑駐車の一掃に努めます。また、花壇を作るなど“花いっぱい運動”を進めます。
日下山を市民の森にする会	10年前に市民から寄贈された日下山とその裾野に広がる日下新池一帯の豊かな自然を、すべての人が享受できるよう環境整備を進め、自由に“遊び・学び・憩える”市民の森にします。	加納安全安心まちづくり委員会	加納校区では防犯、防災、交通対策、青少年健全育成などを個々に行ってきましたが、それを組織化し活動を強化します。また、循環型社会をめざし、ごみの資源化なども推進していきます。
NPOネットワーク東大阪	市内の認証NPOの存在と活動内容を広く市民に知ってもらうために、ホームページを開設し、市民にNPO法人への理解と市民活動への参加意欲を高めます。	東石切地区みどりの会	東石切公園の美化に努めてきた愛護会と自治会、防犯委員、学校などが協力し、公園とその周辺で四季折々の草花が楽しめるように、緑化と美化を推進します。
菱屋西・永和・上小阪三校区連合グラウンドゴルフクラブ	グラウンドゴルフによる世代間交流を通して、長瀬川の清掃をはじめ、3校区全域で地域のクリーン作戦を展開します。	NPO東大阪市民環境会議	市民の憩いの場になりつつある長瀬川周辺をさらに充実させるために、樟蔭学園より北側の地域で水の浄化やごみひろい、川辺の植物の手入れなどを行います。
東大阪文化財を学ぶ会	郷土の愛着心を育むために、市内の文化財を中心に歴史・風土について「東大阪学」を提唱し、広く市民に広めていきます。	エコライフクラブ	水質汚濁のおもな原因は生活雑排水にあるといわれています。そこで環境に配慮したエコクッキングの実践や啓発活動などを行い、台所から地球環境を考えます。

平成16年度に「地域まちづくり活動助成金」の交付を受けた活動団体

2) 公共事業における景観づくり

道路・河川・公園などの整備や公営住宅・図書館などの建設のほか、市街地再開発事業などの総合的な整備事業の実施など、行政が主体となっておこなう公共事業は、景観の形成に大きな役割を果たし、周辺への波及効果にも大きいものがあります。また、公共施設の維持管理についても徹底することが景観を維持するうえで大切です。市民・事業者は、行政がおこなう公共事業に計画から整備、維持管理にいたるさまざまな段階で積極的に参加してゆくことが求められます。

①公共事業の先導的な実施

地域特性 への配慮

現在、河内花園駅前で市街地再開発事業が進められているほか、鴻池四季彩々とおりの整備をはじめ水路跡を利用した遊歩道や緑道の整備、長瀬川周辺の道路の美舗装などがおこなわれています。また江戸期の民家を保存修理し歴史散策の拠点施設とする整備なども進められています。公共事業による景観づくりでは、行政が果たす先導的な役割を十分に認識し、公共空間や公共施設の景観の質的な向上を進める必要があり、今後も、地域の特性に応じた公共事業の実施につとめます。



鴻池新田の歴史を演出する鴻池四季彩々とおりの長屋門。地域のもつ特性を活かした公共事業の実施が進められています。

モデル事業 の実施

また、まちの骨格となる道路や水辺・みどりの空間などについて、ガイドラインを作成しデザイン調整を進めるとともに、モデルとなる事業を選定したり、重点的に取り組む地区で優先的に事業を実施したりするなど、景観づくりの効果的な実施につとめます。

②市民参加の仕組みづくり

市民ボランティア の認定

違法な屋外広告物は景観を阻害する要因となることから、市民のボランティア団体などを認定し、違反広告物の撤去などを委託する制度がはじまっています。また東大阪市が管理する道路や公園などを、地域の住民団体や事業者などのボランティア団体が市と協力しながら美化・清掃等に取り組む制度を検討するなど、公共施設の維持管理などについて、市民や事業者がボランティアとして積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。



アドプト・リバー・プログラムの認定を受けて、「福田桃の再生」をめざす市民や子どもたちの手によって、第二寝屋川の堤防敷に福田桃の苗木が植えられています。

公共施設整備 への市民参加

多くの市民が利用する公共施設の計画・整備に関して、市民や利用者の意見や提案を採りいれ活かしてゆくため、市民が参加できる機会を増やしてゆくことが必要です。このため、計画から整備にいたる適切な段階で、パブリックコメントや公聴会・ワークショップなど公共事業に市民が参加できる仕組みづくりを進めます。

アドプト・プログラムとは、道路や河川を養子に見立て、地域の団体や事業者などが里親となって、その一定区間の美化・清掃活動を継続的にこなってゆく制度のことです。（「アドプト」とは「養子にする」という意味です）

3) 重点地区における景観づくり

市民・事業者の個々の取り組みや行政による公共事業を、できるところからそれぞれの場面に応じて個別に実施し、長期的な視点に立って全体のレベルを少しずつあげてゆくことは大切です。けれども、その場合、景観がよくなったという効果が見えにくく、わたしたちの活動や事業が良好な景観をつくりだしたという実感にはなかなか結びつきません。そこで市民・事業者の取り組みや行政による公共事業を、さまざまに連係させながら連続的に実施したり重ねて実施したりするなど、市民・事業者・行政が協働しながら重点的に景観づくりを進める地区を設定することが必要になります。また、そうした重点地区の取り組みが、ほかの地域のモデルとなって、東大阪全体の景観づくりを引っばってゆくことにもなります。

①重点地区設定の考え方

重点地区の設定には大きく次のふたつの考え方があります。

- (i) 現在おこなわれている市民・事業者の自主的な活動を支援し連係を図りながら、景観づくりの気運を高めて合意形成を進め、熟度が高まったものから重点地区に指定する
- (ii) 良好な景観を形成するうえで特に重要と考えられる地区について、一定の合意を得て重点地区に指定し、市民・事業者の景観づくりを促進・連係しながら、公共事業を積極的・総合的に実施する

(i) の取り組みを継続的に実施するのはもちろんですが、今後は、(ii) の取り組みとしてモデルとなるような重点地区を設定し、景観づくりを目に見えるカタチにしてゆくことが大切です。

重点地区の景観づくりについては、景観法を活用し、「景観計画」を策定してゆるやかな規制・誘導をおこなってゆくものと、都市計画に「景観地区」を指定して積極的に誘導してゆくものがあります。また、そのほかにも既存の制度を活用することも考えられます。

今後は、重点地区として、次のような地区を候補として選定し、「景観計画」の策定を軸に検討を進めてゆきます。

A) 景観を形成するうえで重要な施設のある地区

(新都心周辺、鴻池新田会所周辺、司馬遼太郎記念館周辺など)

B) 骨格的なイメージを形成する主要な道路・河川等の周辺の地区

(国道 308 号・国道 170 号・府道大阪中央環状線沿道、恩智川沿岸など)

C) すでに良好な景観が形成されつつあり、さらに良好な景観づくりに向けて期待される地区

(長瀬川周辺など)

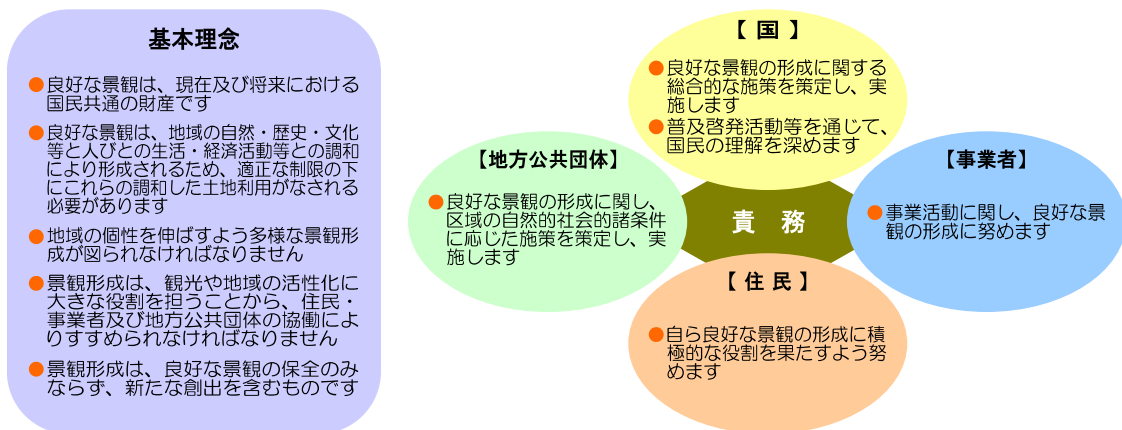
②景観法の活用

景観法は、景観そのものの保全や整備を目的とするわが国ではじめての総合的な法律として、2004(平成16)年6月に制定されました。この法律は、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念や国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観を形成するための規制、景観整備機構による支援等について定めています。

地域において景観行政を推進してゆく主体は、この法律では「景観行政団体」と呼ばれます。2005(平成17)年度から中核市になった東大阪市は、この「景観行政団体」となり、市域における景観行政を主体的に担うことになります。

(基本理念と責務)

景観法では、基本理念と国等の責務を次のように定めています。



国土交通省パンフレット「景観法の概要～美しい国、まちづくりのために」をもとに作成

(景観計画の策定)

景観法の活用は、景観行政団体が「景観計画」を定めるところからはじまります。

景観計画は、都市・農山漁村等における現にある良好な景観を保全し、地域の自然・歴史・文化等からみて地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域を「景観計画区域」として定め、その区域における「良好な景観の形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、また指定対象がある場合は「景観重要建造物等の指定の方針」を定めることになっています。さらに、これらに加え、必要があれば、「屋外広告物に関する行為の制限に関する事項」「景観重要公共施設の整備に関する事項」などを選択して定めることもできます。

なお、この「景観計画」は、住民やNPOなどが、土地所有者らの3分の2の同意を得て提案することも可能です。

(景観計画区域における景観づくり)

建築行為等の 規制・誘導

景観計画区域のなかで建築や開発をおこなう場合は、原則として事前に届出が必要になります。このとき、景観計画に定められた内容に適合しないと、設計の変更等を勧告することができます。さらに条例で定めることにより、デザインや色彩について変更命令等ができ、また届出対象を一定規模以上に限ったり適用除外にしたりと、地区の特性に応じたきめ細かい誘導が可能になります。

このため景観計画区域では、地区の特性に応じて、勧告や変更命令の基準となるガイドラインを図・写真を用いてわかりやすく示した冊子を作成し普及をはかりながら、事前協議を進め建物のデザインや色彩について周辺の景観と調和するよう配慮をうながしてゆきます。

屋外広告物の 規制・誘導

景観計画に屋外広告物の設置基準などを定めると、屋外広告物の制限を定めた条例は景観計画に即して定めなければなりません。屋外広告物は景観上の影響が大きい要素でもあり、広告物の規制が必要と考えられる地区については、景観計画にその設置基準を定めデザインや色彩を制限することにより、街並みに調和した広告物の掲出の誘導をおこなってゆきます。

景観上重要な 建物等の保全

地区のシンボルとなる景観上重要な建築物・工作物または樹木の保全を図るため、「景観重要建造物」または「景観重要樹木」として指定することができます。景観重要建造物等に指定されると、許可なく現状を変更することができなくなります。また建造物は、外観にかかわる部分などの規制を条例で緩和することができ、相続税が適正水準で評価されます。

景観計画区域内に、地区の景観の核となる建造物や樹木がある場合は積極的に指定し、その維持・保全・継承を図ります。

景観法の対象地域のイメージ



国土交通省パンフレット「景観法の概要～美しい国、まちづくりのために」より

景観上重要な
公共施設の整備

道路や河川・都市公園など地域の顔となる公共施設を「景観重要公共施設」として、その整備に関する事項や占用等の許可基準を景観計画に定めることができます。地区の景観形成上重要と考えられる施設について、施設管理者の合意を得て景観重要公共施設に指定し、先導的な景観づくりにつとめます。

景観協定の
締結

景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者らの全員の合意によって、建物・工作物・樹林地・緑化・屋外広告物・農地等の景観を構成するさまざまな要素や、そのほかソフトな事項等について、良好な景観の形成を図るためきめ細やかなルールを一体として定め協定することができます。

この「景観協定」は、住民自らの手で、地区の良好な景観の維持・増進を図るため自主的な規制をおこなうもので、その活用にもつて積極的な情報提供・普及につとめます。

協議の場
の設定

景観計画区域において良好な景観形成を図るのに必要な協議をおこなうため、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が中心となって、住民や景観づくりを進めている人など関係者を加え、「景観協議会」を組織することができます。その構成員は、この協議会で決めた事項を尊重しなければなりません。

景観づくりを持続的に推進してゆくには、地区において景観づくりにかわりをもつさまざまな立場の人が共通の場で、協議・調整を重ねながら粘り強く課題の解決を図ってゆく必要があります。このため、景観協議会について積極的な活用を検討します。



(国土交通省ホームページより)

③その他の制度の活用

現在、東大阪市では「都市計画法」による地域地区の指定や地区計画、「文化財保護法」「文化財保護条例」などによる指定文化財や「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」による保存樹・保存樹林などが指定されています。

制度項目	東大阪市で現在指定されているもの
地域地区	枚岡風致地区／今米特別緑地保全地区
地区計画	被服団地／吉田九丁目地区／岩田町地区／河内花園駅前地区
保存樹／保存樹林	22 本／12 箇所 3.10ha
指定文化財	鴻池新田会所／日下貝塚 等
屋外広告物の規制	禁止地域：第一種低層住居専用地域等 許可地域：市域全域



中甚兵衛ゆかりの川中邸の屋敷林が今米特別緑地保全地区に指定されています。



聖徳太子の創建と伝えられる長栄寺は長らく荒廃し、江戸時代に高僧・慈雲尊者が再興しました。その境内が大阪府の史跡に指定されています。



保存樹林に指定されている西堤神社の境内林。神社や民有地の古木・大木が保存樹・保存樹林に指定されています。

今後、景観計画を定めない地域や、地区の性格上、景観法に基づく制度以外の既存制度が有効なものなどについては、その活用を検討してゆきます。

項 目	関連する制度	根拠となる法令
建築行為等の規制・誘導	風致地区	都市計画法
	緑化地域	都市緑地法
	総合設計制度	建築基準法
屋外広告物の規制・誘導	禁止地域、禁止広告物、許可地域等	屋外広告物法
景観上重要な緑地・樹林等の保全	緑地保全地域・特別緑地保全地区	都市緑地法
	保存樹・保存樹林	樹木保存法*
景観上重要な建物等の保全	文化財の指定	文化財保護法／府・市文化財保護条例
住民主体の景観づくり	地区計画	都市計画法
	建築協定	建築基準法
	緑地協定、市民緑地	都市緑地法

*都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

既存制度（景観法を除く）

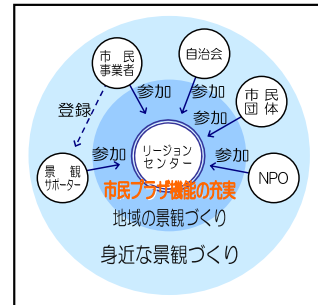
(4) 景観づくりを進めるための仕組みづくり(推進体制)

わたしたちが、それぞれできることを果たしながら連携して東大阪の景観づくりを進めてゆくには、市民・事業者・大学などがさまざまな場面で参加でき、また関連する組織や機関が連携し調整できる仕組みを整えてゆくことが大切になります。そこで、次のような仕組みについて検討を進めます。

①市民が主体的に活動できる場をつくる

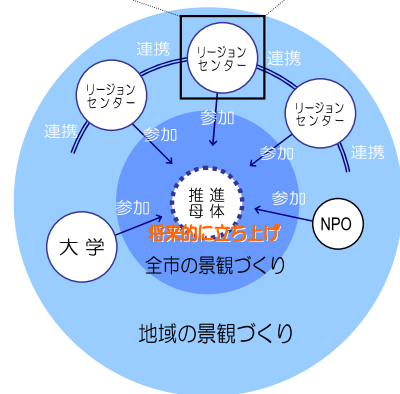
市民活動の場づくり

現在、リージョンセンターの企画運営委員会や自治会等を中心として、地域のまちづくりに関するさまざまな活動が進められています。こうした地域の活動に景観という視点を盛りこんでもらうとともに、市民や事業者が主体となって活動する団体の連携を強め、地域の景観づくりへと向けてゆく必要があります。このため、リージョンセンターの市民プラザを拠点として、市民やさまざまな団体が交流し情報や意見を交換できる場づくりを進めます。



推進母体の設立

さらに、地域の景観づくりを東大阪全体の景観づくりに結びつけてゆくため、リージョンセンターがたがいに連携し交流できる場づくりの検討を進めます。また将来、こうした場から、市民・事業者らが自ら東大阪の景観について考え行動するとともに、有識者が専門的な立場から助言・提案ができるような、市民・市民団体・NPO・事業者・専門家などで構成され、行政と連携しながら、東大阪の景観づくりを推進してゆく母体となる組織を立ち上げるよう働きかけてゆきます。

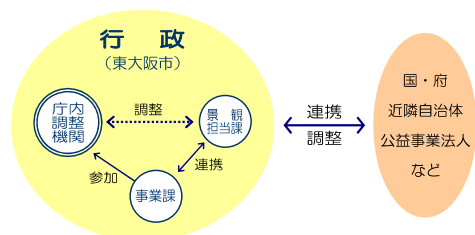


②行政組織の充実と連携をはかる

庁内組織の充実

市民や事業者の景観づくりに関する相談に応え、技術的な助言や支援をおこなえる相談体制を整えてゆく必要があります。そのために、庁内に景観づくりを総合的かつ専門的に推進する組織を設置するとともに、景観アドバイザーなど専門家を派遣する制度の検討を進めます。

さらに、景観づくりに関する計画や事業を効果的に進めるには、行政の担当部局が相互に連携・調整しながら十分な協議をおこない総合的に推進してゆく必要があります。そこで、各担当部局を横断的につなぐ調整機関を設置するなど庁内の組織の充実を図るとともに、相互に技術の向上を図るため啓発や研修・学習会などをおこない、景観づくりにたずさわる人材を育成してゆきます。



関連機関等
との連携強化

また国道・府道や鉄道、大規模公園・都市河川など、東大阪の景観に大きな影響をおよぼす施設の整備については、国・府などの関係機関と構想段階から情報交換をおこなうなど連絡体制の強化を進めるとともに、広域的な景観づくりのために近隣自治体と連携しながら、ともに先導的な景観づくりを進めてゆきます。

③景観づくりを専門的に検討する組織を設置する

景観審議会等
の設置

東大阪の景観づくりに関する基本的な方向、また重点地区における景観計画の案の作成や景観計画区域内における景観形成基準等の作成などに関して、総合的・専門的に審議するため、市民の代表や専門家・行政等からなる景観審議会等の設置を検討します。

④景観づくりを総合的に支援する条例・要綱等を制定する

景観づくり支援
条例等の制定

この計画を具体化し、より効果的に、東大阪らしい景観づくりを進めるためには、景観法やその他の制度を活用しながら、市民・事業者の自主的な活動をさまざまな場面で支援する施策を位置づけ、総合的に景観づくりを進めてゆくための仕組みを法的に担保する必要があります。このため、景観法等の活用による規制・誘導策等とは別に、景観づくりにたいする市民・事業者の関心や意欲をたかめるための景観サポーター制度や表彰制度、また市民や事業者による景観づくりを支援する景観アドバイザー制度や助成制度など、市独自の制度を位置づけた条例(または要綱)の制定について検討します。

また、まちづくりに関してよく似た制度が並存するなど、既存の制度が市民・事業者にとってわかりやすいものになっているとは決して言えません。そこで、こうした既存の制度を統合し、市民・事業者にとってわかりやすい、景観づくりも含めた総合的なまちづくり条例の制定を視野に入れた検討を今後進めてゆきます。

制度項目		景観法	条例(要綱)	備 考
景 観 形 成 方 針		▲		●:景観計画区域または景観地区 ▲:景観計画区域内での規定 ○:今後、検討すべき制度
地 区 の 地 区 指 定		●		
景 観 誘 導	景 観 形 成 基 準	●		
建築物等の	大 規 模 建 築 物 等	▲		
景 観 誘 導	重 要 建 築 物 等	▲		
景 観	協 定	▲		
市民団体等	景 観 サ ポ ー タ ー 等		○	
	団 体 認 定 ・ 助 成		○	
支 援 ・ 助 成	建 築 物 等 助 成		○	
	活 動 助 成		○	
	表 彰		○	
景 観	景 観 ア ド バ イ ザ ー 等		○	
	審 議 会		○	

検討すべき制度項目(自治体が定める既存の景観条例を参考に作成)

(5) 推進スケジュール(案)

景観づくりを進めてゆくにあたって、すぐにでも実施できるもの、制度の制定などにより実施するもの、また合意形成を図りながら時間をかけて取組むものなどがあり、それぞれの取組みの特性にあわせ、およそ次のようなスケジュールを設定します。

なお、このスケジュールに当てはまらなくても、できるところ・取組めることからはじめ、着実に進めてゆくことが大切です。また、制度の制定についても、できるものから要綱などを制定して試験的に実施をはじめ、将来、景観づくり支援条例(仮称)のようなものにまとめてゆくことが考えられます。



推進スケジュール(案)